

義務教育費の財源確保等に関する意見書

義務教育について国が必要な経費を負担する義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、これまで我が国の義務教育制度を財政面から支える重要な役割を担ってきた。

しかしながら、本制度は昭和60年以来、国と地方の役割分担、国と地方の財政状況等を踏まえ、制度改革及び歳出抑制の観点から見直されてきており、平成18年度からは小中学校の教職員給与費の国庫負担割合が、2分の1から3分の1へと引き下げられているところである。

一方、国庫補助負担金の改革や税源配分の是正を行い、税財政制度を見直すことは、「第二期地方分権改革」を実現するために必要不可欠な課題である。現在、「地方分権改革推進計画」の作成や新たな「分権一括法」の制定に向けた取組が進められているが、今後に予定されている地方分権改革推進委員会の第3次勧告の提出時期も明確ではなく、改革の実施時期の後退も懸念されるところである。

このような状況の中、地方の財源確保策が不十分なまま義務教育費国庫負担制度が廃止され全額一般財源化された場合には、現行教育制度の根幹を揺るがすと同時に地方財政を圧迫し、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれでは、義務教育に係る予算について、地方財政を圧迫するような負担転嫁とならないよう財源を確保するとともに、教科書無償制度を堅持し保護者の負担軽減を図るなど、行き届いた豊かな教育の実現に向けて特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済の先行きについては、対外経済環境における改善の動きや在庫調整圧力の低下、経済対策の効果が景気を下支えすることが期待される一方、生産活動が極めて低い水準にあることなどから雇用情勢の一層の悪化が懸念されている。

また、景気回復局面では企業が非正規労働者を増やすことなどで賃金を抑制する動きを強めたが、このように就業形態の多様化が進展する中で、最低賃金制度については、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能するよう整備することが重要な課題となっていたところである。

こうした中、昨年7月には「最低賃金法の一部を改正する法律」が施行され、生活保護に係る施策との整合性に配慮して地域別最低賃金を定めることとなり、これを受けて神奈川県の最低賃金も引き上げられたところであるが、先のような状況において、最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として、その重要性はますます高まっているところである。

よって、国におかれでは、平成21年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 最低賃金の改定については、企業・労働者間における収益の分配率を見直し、一般労働者の水準に見合うものとするよう、早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問すること。
- 2 神奈川地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の周知徹底を図ること。
- 3 総体としての最低賃金論議においては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護に係る施策との整合性に配慮しつつ、ワークライフバランスの実現に向けた社会基盤づくりを強化するなどの適切な対応を早期に示すこと。
- 4 目安制度については、最低賃金の機能が適切に発揮されるよう、そのあり方に関する検討を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣
神奈川労働局長

意見書案第4号

核兵器廃絶に向けた取組の強化を求める意見書

川崎市議会は、真の恒久平和と安全を実現させることは人類共通の願いであるとの認識の下、昭和57年に「核兵器廃絶平和都市宣言」を全会一致で可決し、平和推進事業に積極的に取り組んでいるところである。

去る5月25日、北朝鮮は、平和を求める国際世論を無視し、核実験を実施した。それまでのミサイル発射等を含め国連安保理決議に違反した挑発的な行為は、日本のみならずアジアの安全を脅かし、世界の平和に重大な影響を与えるものであり、国連安全保障理事会も北朝鮮の核実験に対し改めて国連安保理決議第1874号等で断固たる拒否の姿勢を示した。

一方、本年4月5日、オバマ米国大統領は「核兵器のない世界」を追求する決意を表明した。さらに、来年5月に開催されるNPT（核兵器不拡散条約）運用検討会議の議題が、先月のNPT運用検討会議準備委員会において全会一致で合意されたが、この合意においては、核兵器の全面廃絶に対する核兵器保有国の明確な約束をうたった平成12年の同会議の最終文書に考慮を払うこととされた。

こうした国際的な動きは、核兵器廃絶への機運として重要であるが、このような機運逆行する今回の北朝鮮の行為は許すことのできない無分別な行動であり、国際社会を無視した北朝鮮の行動を押しとどめるためにも、世界的な核廃絶の世論と行動の高揚が一層求められている。

よって、国におかれでは、唯一の被爆国として、核の不拡散に努め、国際協調を図りながら核兵器廃絶に向けた施策を主導的に進められるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
外務大臣
防衛大臣

意見書案第5号

生活保護制度の母子加算復活を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成21年6月22日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 飯塚正良

〃 竹間幸一

〃 佐々木由美子

〃 猪股美恵

生活保護制度の母子加算復活を求める意見書

生活困窮と生活格差の広がりがより深刻さを増している中で、国民の生存権保障の柱である生活保護制度の充実が求められている。しかし、国においては、一般の母子家庭の所得が生活保護基準よりも低額であるなどとして、本年4月から一人親を対象にした母子加算を廃止したところである。この結果、約10万世帯にも及ぶ母子家庭が大きな打撃を受けている。

母子加算を廃止する上で問題であることは、一般の母子家庭の所得が生活保護基準よりも低額であるとする根拠となるサンプルが、報道によると全国で約100万世帯の母子家庭のうちわずか32世帯に過ぎない上、廃止の理由が、生活保護基準にも満たない生活を強いられている母子家庭の生活実態を是認した議論だということである。

母子加算の廃止により、母子家庭の生活は一層困難を強いられている。

生活保護政策が、弱い立場に立たされた国民の生活を真に保障する制度として機能することが今程求められている時はない。とりわけ、これ以上生活を切り詰めることができない母子家庭にとって、母子加算は命綱とも言うべきものである。

よって、国におかれでは、母子加算の復活について早急に措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

意見書案第6号

子どもの貧困と格差是正を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成21年6月22日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 飯塚正良

〃 竹間幸一

〃 猪股美恵

子どもの貧困と格差是正を求める意見書

文部科学省「平成18年度子どもの学習費調査」によれば、子ども1人に学校教育を受けさせるために保護者が支出した年間の経費は、公立中学校で約17万円、公立小学校で約10万円となっている。幼稚園から高校までの15年間の教育費を見ると、すべて公立に通った場合の学習費総額は約571万円。私立では約1,680万円も掛かり、その差は約2.9倍にもなる。

全国では約7人に1人の小・中学生が、経済的理由により就学困難と認められており、就学援助の要保護者及び準要保護者ともに増加傾向にある。このような状況の下、国は、平成17年度に国庫補助を廃止した。憲法で保障された教育の機会均等の立場から、人生のスタートラインにすら立つことができない不平等さを克服することは、政府の責任である。

子育て家庭に占める貧困世帯が日本は14.3%とフランス7.3%の約2倍、スウェーデン3.6%の約4倍となっており、EUなどヨーロッパでは子どもの貧困撲滅の取組が政府を挙げて進められている一方、日本ではこれまで、子どもの貧困と生活格差の問題については手付かずであった。

よって、国におかれでは、子ども期の貧困が、子どもが成長した後にも継続して影響を及ぼしていると言われている昨今、子どもの貧困と生活格差を是正するために、日本政府が子どもの幸せのための施策を立案するとともに、現行の就学援助制度等の拡充を進めるなどを強く求め、次の事項を実現されるよう要望するものである。

- 1 平成17年に廃止された就学援助制度の国庫補助を復活させること（その場合、認定基準を全国一律生活保護基準1.5倍の補助とする。）。
- 2 生活保護制度の教育扶助は全額実費支給とすること。
- 3 「子どもの幸せ（ウェルビーイング）」のための政策の立案及び推進を行うこと。
以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣